12　「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」の欄は、法第53条第23項又は第26項の規定の適用を受ける場合に、第６号様式別表２の５の「当期控除額④」の「計」及び第６号様式別表２の６の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

第六号様式別表一の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の十一関係）
［様式　略］
第六号様式別表一の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の十一関係）
［様式　略］
第６号様式別表１の２記載要領
［１～３　略］
４　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１の２）の「法人税額計⑹」及び「法人税額計㉖」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。
第六号様式別表二の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の十一関係）
［様式　略］
第６号様式別表２の３記載要領
［１　略］
２　「通算対象所得金額①」の欄は、通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書（別表７の２）の「通算対象所得金額⑾」の欄の金額を記載すること。
［３～５　略］
第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　別紙十　挿入］
第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第６号様式別表５の２記載要領
［１～６　略］
７　「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」から「計㉔」までの各欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第１号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉒」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第３号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における特定ガス供給業

12　「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」の欄は、法第53条第23項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に、第６号様式別表２の５の「当期控除額④」の「計」及び第６号様式別表２の６の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。
第六号様式別表一の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の十一関係）
［様式　同上］
第六号様式別表一の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の十一関係）
［様式　同上］
第６号様式別表１の２記載要領
［１～３　同左］
４　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１の３）の「法人税額計⑹」及び「法人税額計㉙」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。
第六号様式別表二の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の十一関係）
［様式　同上］
第６号様式別表２の３記載要領
［１　同左］
２　「通算対象所得金額①」の欄は、通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書（別表７の３）の「通算対象所得金額⑾」の欄の金額を記載すること。
［３～５　同左］
第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　別紙九　挿入］
第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第６号様式別表５の２記載要領
［１～６　同左］
７　「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」から「計㉔」までの各欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第１号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉒」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第３号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における特定ガス供給業に